

教育委員会 7 月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2017 年（平成 29 年）7 月 19 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について、次のとおり臨時に代理する。

2017 年（平成 29 年）6 月 30 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について
次の者を藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2017年（平成29年）6月30日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
いながき いちろう 稲垣 一郎			学校教育関係者	新任	委嘱	神奈川県立高校等学校長
かのう のぶと 加納 信人			学校教育関係者	新任	任命	藤沢市立中学校長
なかむら のぶゆき 中村 信幸			学識経験者	新任	委嘱	福祉関係者
せきの あきこ 関野亜希己			学識経験者	新任	委嘱	事業者代表
ふくもと けいすけ 福本 啓介			学識経験者	新任	委嘱	公募
やまざき たかこ 山崎たか子			学識経験者	新任	委嘱	公募

みのほら 蓑原 純一			関係行政機関 の職員	新任	任命	福祉健康 総務課長
ふくおか 福岡 浩一			関係行政機関 の職員	新任	任命	子育て 企画課長

2 任期

2017年（平成29年）7月1日から2019年（平成31年）6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第1条及び第3条の規定により新たに委員を委嘱し、又は任命する必要による。

参 考

藤沢市奨学金給付審査委員会規程 抜粋

（設置）

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 委員会は、最大10人とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 神奈川県立高等学校校長 1人
 - (2) 藤沢市立中学校長 1人

- (3) 福祉関係者 1人
- (4) 事業者代表 最大1人
- (5) 公募委員 2人
- (6) 福祉健康総務課長
- (7) 子育て企画課長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。